

令和4年第2回定例会
赤井川村議会会議録
第1日（令和4年6月15日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第33号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例等の一部を改正する条例）
- 第 5 議案第34号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 第 6 議案第35号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第16号））
- 第 7 議案第36号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号））
- 第 8 議案第37号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第1号））
- 第 9 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 第10 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について（簡易水道事業特別会計）
- 第11 議案第38号 赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 第12 議案第39号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 第13 議案第40号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約について
- 第14 議案第41号 北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約について
- 第15 議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約について
- 第16 議案第43号 村道富田線富田橋補修工事請負契約の締結について
- 第17 議案第44号 スクールバス購入契約の締結について
- 第18 議案第45号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第46号 令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第47号 令和4年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第1号）
全員で構成する予算特別委員会の設置
- 第21 選挙第 1号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 第22 決議案第1号 令和4年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議について

第23 一般質問

補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書の提出について

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書の提出について

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提出について

北海道への「核のごみ」持ち込みに反対する意見書の提出について

◎出席議員（7名）

1番	連	茂	君	2番	曾	根	敏	明	君		
4番	能	登	ゆう	君	5番	湯	澤	幸	敏	君	
6番	川	人	孝	則	君	7番	山	口	芳	之	君
8番	岩	井	英	明	君						

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬	場	希	君						
副	村	長	大	石	和	朗	君				
会	計	管	理	者	谷	早	苗	君			
総	務	課	長	高	松	重	和	君			
住	民	課	長	瀬	戸	雅	哉	君			
保	健	福	祉	課	長	神	信	弘	君		
産	業	課	長	秋	元	千	春	君			
建	設	課	長	今	城	豪	君				
教	育	長	根	井	朗	夫	君				
教	育	委	員	会	次	長	藤	田	俊	幸	君

◎議会事務局

事	務	局	長	横	井	慎	之	君
書	記	伊	藤	秋	恵	君		

(午前 9時00分開会)

◎開会宣告

- 議長（岩井英明君） ただいまの出席議員数は7名です。
定足数に達しておりますので、令和4年第2回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。
今期定例会に提出されました案件は、議案15件、報告2件、選挙1件、決議案1件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において1番、連茂君及び2番、曾根敏明君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月16日までの2日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から6月16日までの2日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思っております。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきたいと思っておりますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思っております。
第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。
第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和4年3月分から令和4年5月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、2ページから4ページとして配付いたしております。
続いて、村長より行政報告を行います。
村長より報告を求めます。
村長。

○村長（馬場 希君） おはようございます。行政報告の前に、私からも辻議員のご冥福を心からお祈り申し上げたいというふうに思います。

それでは、行政報告をさせていただきます。今回は5件ございますので、資料を読み上げながらご説明させていただきます。

まず、1ページ目をお開きください。赤井川村情報公開条例及び赤井川村個人情報保護条例の運用状況についてでございます。赤井川村情報公開条例第31条及び赤井川村個人情報保護条例第46条の規定により条例の運用状況の報告が義務づけられておりますので、下記のとおり報告いたします。

記といたしまして、1、赤井川村情報公開条例の運用状況として、期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、開示請求件数については2件です。決定区分は、全部開示が1件、一部開示が1件でございます。2として、赤井川村個人情報保護条例の運用状況、期間については令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、開示請求件数はなしでございます。3として、運用状況の公表については、7月の広報により公表するというところで、内訳は2ページに記載されておりますので、後ほどご確認いただきたいというふうに思います。

続きまして、3ページ目、赤井川村地域公共交通計画の策定についてでございます。北海道中央バス赤井川線存廃協議を契機に、令和2年度より地域公共交通懇談会やバス利用者アンケート調査、令和3年度には地域公共交通の実証運行を行い、本村にふさわしい公共交通網の在り方の検討を進め、赤井川村地域公共交通活性化協議会において地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく赤井川村地域公共交通計画を策定し、国土交通省及び総務省へ提出しておりますので、次のとおり行政報告いたします。

計画期間としましては、令和4年度、2022年度から令和8年度、2026年度の5か年間でございます。地域公共交通施策の方向性につきましては、①として赤井川村に住み続けられるための重要なライフラインとしての公共交通網の構築、②として村民が主体的に公共交通に参画、協働できる機会の創出、③として持続的な公共交通の確保、維持に向けた体制の強化を方向性として3つ掲げております。計画評価体制といたしましては、計画策定協議を行った赤井川村地域公共交通活性化協議会において評価、検証を行う体制としております。計画につきましては、別冊でお手元にお届けしておりますので、こちらについても後ほどご確認をいただきたいというふうに思います。

続いて、3番目として、むらバスの運行状況についてです。4ページ目になります。本年4月より運行を開始しておりますむらバスにつきましては、受託事業者と運行協力事業者の連携の下に安全、定時運行に努めております。村内在住の高校生の増加、小樽方面への余市駅での接続環境向上による通学利用の増加を主たる要因として、昨年度と比較して大幅にバス利用が増えております。むらバスの運行実績について、次のとおり行政報告いたしますということで、下の表を御覧ください。まず、むらバスの乗車人員ですけれども、合計でいきますと、右から2列目、この2か月で1,243人ということで、前年同月、4月、

5月に比べると798名増加しているということで、対前年比乗車数としましては155%というふうになってございます。

下の表です。運行状況の詳細ということで、4月、5月、右から3番目、1日当たり乗車人数としては2か月とも約20人でございます。その右隣、最大乗車人数としては、4月では1便当たり16名、5月については19名ということでございます。

利用状況、乗務員からの聞き取りという形ですけれども、昨年度の日祝運行バスと比較して土日祝日の利用が増加しており、通学のみならず通勤でのバス利用の増加とともに、コープさっぽろ余市店までの利用がなされているというふうに聞き取りをしております。

5ページ目に日別の乗車状況を資料として添付しておりますので、後ほどご確認いただきたいというふうに思います。

続きまして、6ページ目、赤井川村と株式会社ジェイアール東日本企画との包括連携協定の締結についてでございます。過疎地域の自治体及び首都圏域の企業が連携し、人口減少社会における持続可能な村づくりに向けての取組を推進するため、令和4年5月31日に株式会社ジェイアール東日本企画との包括連携協定を締結しましたので、次のとおり行政報告いたします。

包括連携協定の概要でございますけれども、少子高齢化による人口減少の影響により村全体の活力低下が懸念される状況を踏まえ、生き残りをかけた村づくりの最重要課題を人口減少に歯止めをかけることと設定し、村の将来像や計画の策定等を定めている状況の中、赤井川村と株式会社ジェイアール東日本企画は緊密に連携し、双方の資源を有効に活用した共創、協働による地方創生、地域活性化を推進することを目的として双方が合意し、協定締結を行っております。

今後の取組としては、株式会社ジェイアール東日本企画が福島県田村市、群馬県みなかみ町、長野県佐久市、秋田県にかほ市において官民連携による遊休公共施設の利活用を核とした地域の担い手育成とビジネスコミュニティの形成実績をモデルに新たな発想による村内遊休公共施設の新しい価値創造や産官学連携による地域活性化をはじめ、基幹産業である農業、観光の振興など地域が主体となる地方創生の推進に関し、民間企業が有する人材、知見、資金、技術と地域資源を有機的に組み合わせ、持続可能な村づくりのパートナーとして連携を推進し、地域課題の解決に向けて取組を進めていきますというような形で、次ページ以降に、ジェイアール東日本企画の概要が7ページ、8ページにジェイアール東日本企画の広報紙の写しを資料として添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいというふうに考えてございます。

続きまして、最後になります。5番目として、令和4年3月1日以降工事等発注状況についてでございます。11ページ、12ページ目になりますけれども、3月15日の赤井川村デイサービスセンター指定管理業務から次の12ページ、5月30日の赤井川村小水力発電事業化詳細調査（第3期）業務まで合計で49件の発注をしておりますので、こちらも後ほどご確認いただきたいというふうに思います。

以上、5点について行政報告とさせていただきます。

○議長（岩井英明君） ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め質疑もあろうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますので、以上で行政報告を終了いたします。

◎日程第4 議案第33号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、議案第33号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

瀬戸住民課長。

○住民課長（瀬戸雅哉君） ただいま上程いただきました議案第33号につきましては、赤井川村税条例改正の専決処分となっております。改正条例及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第33号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和4年6月15日提出、赤井川村長。

条例改正及び専決処分の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政省令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、赤井川村税条例の一部を改正し、令和4年4月1日より施行する必要があるため、令和4年3月31日に公布しているものです。

次のページになります。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日、赤井川村長。

議案22ページの改正要点資料を御覧ください。今回この改正条例については、地方税法並びに関係政省令の改正が行われたことにより、総務省から示される例示に沿って条例改正を行っております。法令改正に伴う引用条項や諸規定の整備に関する事項については説明を省略させていただき、主な改正点についてご説明いたします。なお、資料中、施行日の記載がない条文はこの条例の施行日、施行日のあるものについてはその期日が施行日となっております。

改正条例第1条、赤井川村税条例の一部改正による第18条の4の改正は、納税証明書手数料にDV等からの保護措置を講じたものを交付した場合を含むことを追加する改正となっております。

次に、第33条第4項並びに同条第6項の改正は、総合または分離課税の所得割の課税標準を確定申告書の記載によってのみ適用する改正となっております。

次に、第34条の9並びに同条第2項の改正は、総合または分離課税のある場合の住民税

額の控除を確定申告書の記載によって行う改正となっております。

次に、第36条の2第1項の改正は、住民税特別徴収者及び公的年金等受給者の住民税申告を一定の条件にて申告を要しない改正となっております。

次に、一番下の第36条の3の2第1項第2号の改正は、給与所得者の扶養親族申告書について一定以下の所得を有する配偶者の氏名を記載する改正となっております。

次のページです。第36条の3の3第1項の改正は、公的年金等受給者の扶養親族申告書について一定以下の所得を有する配偶者及び16歳超えの退職手当等の所得を有する扶養親族を有する者は提出義務があることについての改正となっております。

次に、同条同項第2号の改正は、公的年金等受給者の記載事項に配偶者の氏名を追加する改正となっております。

次に、下から2段目、第73条の2の改正は、固定資産税台帳の閲覧手数料にDV等からの保護措置を講じたものを閲覧した場合を含むことを追加する改正となっております。

次に、第73条の3の改正は、固定資産税に係る証明書手数料にDV等からの保護措置を講じたものを交付した場合を含むことを追加する改正となっております。

次のページになります。附則第7条の3の2第1項の改正は、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を4年間延長する改正となっております。その場合、改正の影響は住民税の減少と考えております。

次に、附則第10条の2第3項の改正は、特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全地域の指定を受けた土地に係る課税標準額の減額の設定を必要とし、基準値で示されている割合4分の3と定める規定を新設することとしております。なお、現在のところ特定都市河川が石狩川であるため、この条例は該当いたしません。

次に、附則第10条の3第9項並びに同条第11項の改正は、省エネ改修工事を行った対象工事の拡充をする改正となっております。

次に、附則第12条の改正は、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を5%から2.5%とする改正となっております。なお、当村に商業地の区分はありませんので、影響はありません。

次に、附則第16条の3第2項の改正は、上場株式等の配当所得について所得税での適用がある場合に限り適用する改正となっております。

次に、附則第20条の2第4項及び次のページになりますが、附則第20条の3第4項並びに同条第6項の改正は、所得税の申告時に申告書に記載のあるときに適用するとした改正となっております。

次に、附則第26条の改正は、住宅借入金等特別税額控除の延長及び見直しにより削除する改正となっております。

最終ページをお開きください。改正条例第2条、赤井川村税条例等の一部を改正する条例の一部改正につきまして、第36条の3の3第1項の改正は扶養親族申告書の改正に伴い規定を整備したもので、附則第2条第4項の改正は具体的な条項に改正したものです。

以上でご説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第33号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第33号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例等の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第34号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第5、議案第34号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

瀬戸住民課長。

○住民課長（瀬戸雅哉君） ただいま上程いただきました議案第34号につきましては、赤井川村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例改正の専決処分となっております。改正条例及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第34号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和4年6月15日提出、赤井川村長。

条例改正及び専決処分の理由といたしましては、所得税法等の一部を改正する法律及び関係政令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、赤井川村過疎地域における固定資

産税の課税免除に関する条例の一部を改正し、令和4年4月1日より施行する必要があるため、令和4年3月31日に公布しているものです。

次のページになります。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日、赤井川村長。

議案4ページの改正要点資料を御覧ください。今回この条例の改正については、所得税法並びに関係政令の改正が行われたことにより、総務省から示される例示に沿って条例改正を行っており、法令改正に伴う引用条項の改正となっております。

以上でご説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第34号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第34号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第35号及び日程第7 議案第36号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第6、議案第35号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第16号））を議題といたします。

この際、日程第6、議案第35号から日程第7、議案第36号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第35号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第16号））及び日程第7、議案第36号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号））を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうからただいま上程をいただきました議案第35号から議案第36号の説明をさせていただきます。

それでは、議案第35号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年6月15日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、地方譲与税、地方消費税交付金並びに地方交付税等の増額及び公共施設整備基金への積立金並びに特別会計繰出金の増額のためでございます。

次のページをおめくりいただきしたいと思います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月30日、赤井川村長。

それでは、令和3年度赤井川村一般会計補正予算書（第16号）の1ページ目をおめくりいただきしたいと思います。令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第16号）。

令和3年度赤井川村の一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,561万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,651万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月30日専決、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、2款地方譲与税、既定額に385万8,000円を追加し、4,464万3,000円に、これは1項の地方揮発油譲与税で132万9,000円の増額、2項自動車重量譲与税で253万1,000円の増額、3項森林環境譲与税で2,000円の減額でございます。

4款配当割交付金、既定額に10万2,000円を追加し、37万2,000円に。

5款株式等譲渡所得割交付金、既定額に27万4,000円を追加し、45万4,000円に。

6款法人事業税交付金、既定額から6,000円を減じ、269万6,000円に。

7款地方消費税交付金、既定額に431万7,000円を追加し、3,031万7,000円に。

8款自動車税環境性能割交付金、既定額に162万3,000円を追加し、279万3,000円に。

9款地方特例交付金、既定額に23万円を追加し、1億7,510万8,000円に、これは2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増額でございます。

10款地方交付税、既定額に2,521万6,000円を追加し、12億148万6,000円に。

続いて、3ページに移ります。15款道支出金、既定額に1,000円を追加し、6,346万1,000円に、これは3項の委託金の増額でございます。

歳入合計、既定額に3,561万5,000円を追加し、30億9,651万3,000円となります。

続いて、4ページ目をお開きください。歳出です。2款総務費、既定額に3,536万6,000円を追加し、9億7,899万1,000円に、これは1項総務管理費の増額でございます。

3款民生費、既定額に25万1,000円を追加し、4億879万9,000円に、これは1項社会福祉費の増額でございます。

5款農林水産業費、既定額から2,000円を減じ、1億2,947万9,000円に、これは2項林業費の減額でございます。

歳出の合計といたしましては、歳入と同額の既定額に3,561万5,000円を追加し、30億9,651万3,000円となります。

次に、7ページ目をお開きください。2、歳入、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、既定額に132万9,000円を追加し、1,032万9,000円に、内訳は地方揮発油譲与税の額の確定による増でございます。

2款2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、既定額に253万1,000円を追加し、2,953万1,000円に、内訳は自動車重量譲与税の額の確定による増でございます。

2款3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、既定額から2,000円を減じ、478万3,000円に、内訳は森林環境譲与税の額の確定による減でございます。

次に、8ページに移ります。4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、既定額に10万2,000円を追加し、37万2,000円に、内訳は配当割交付金の額の確定による増でございます。

続いて、9ページ、5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、既定額に27万4,000円を追加し、45万4,000円に、内訳は株式等譲渡所得割交付金の額の確定による増でございます。

続いて、10ページです。6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金、既定額から6,000円を減じ、269万6,000円に、内訳は法人事業税交付金の額の確定による減でございます。

続いて、11ページです。7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、既定額に431万7,000円を追加し、3,031万7,000円に、内訳は地方消費税交付金の額の確定による増でございます。

続いて、12ページです。8款自動車税環境性能割交付金、1項自動車税環境性能割交付金、1目自動車税環境性能割交付金、既定額に162万3,000円を追加し、279万3,000円に、内訳は自動車税環境性能割交付金の額の確定による増でございます。

続いて、13ページです。9款地方特例交付金、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、

既定額に23万円を追加し、1億7,395万6,000円に、内訳は新型コロナウイルス感染症対策
地方税減収補填特別交付金の額の確定による増でございます。

続いて、14ページです。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、既定額に
2,521万6,000円を追加し、12億148万6,000円に、内訳は特別交付税の額の確定による増で
ございます。

次に、15ページです。15款道支出金、3項委託金、2目諸統計委託金、既定額に1,000
円を追加し、19万3,000円に、内訳は保健福祉統計調査事務経費交付金の新規計上ござい
ます。

続いて、16ページです。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、5目財政調整基金費、
既定額に3,536万6,000円を追加し、3億6,701万8,000円に、内訳は歳入余剰金を目的基金
に積立てするもので、公共施設整備基金積立金の増額でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額はありませんが、財源内訳
の変更でございます。

3款1項2目老人福祉費、既定額に25万1,000円を追加し、5,019万5,000円にしようとす
るものです。内訳は、介護保険サービス事業特別会計繰出金の増額によるものでございま
す。

続いて、18ページです。5款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費、既定額から
2,000円を減じ、1,795万1,000円にしようとするものでございます。内訳は、森林環境譲与
税の額の確定による基金積立金の減によるものでございます。

以上でございますが、今回の専決処分につきましては3月の補正後に各種交付金等の額
の確定による歳入の増減と基金積立金及び特別会計の繰出金の増が主なものでございま
す。ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第36号 専決処分事項の承認を求めることについての説明をさせていただ
きます。議案第36号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処
分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和4年6月15日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、デイサービスセンター内の設備の修繕費の増額によるものでござ
います。

次のページをおめくりいただきたいと思っております。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月30日、赤井川村長。

それでは、令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算書（第4号）の
1ページ目をお開きいただきたいと思っております。令和3年度赤井川村介護保険サービス事業
特別会計補正予算（第4号）。

令和3年度赤井川村の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定め

るところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,456万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月30日専決、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きいただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、2款繰入金、既定額に25万1,000円を追加し、3,401万6,000円に。

歳入合計につきましては、同じく既定額に25万1,000円を追加し、4,456万6,000円となります。

続いて、3ページに移ります。歳出、1款総務費、既定額に25万1,000円を追加し、3,888万6,000円に。

歳出合計は、歳入と同額の既定額に25万1,000円を追加し、4,456万6,000円となります。

続いて、6ページをお開きください。2、歳入、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に25万1,000円を追加し、3,401万6,000円に、内訳は一般会計繰入金の増額でございます。

次に、7ページに移ります。3、歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、既定額に25万1,000円を追加し、3,888万6,000円に、内訳は修繕費の増で、デイサービスセンター女子便所便器及び機械室のドレーン排水管の修繕が必要となったことによる計上でございます。

以上でございますが、今回の専決処分につきましては3月補正後にデイサービスセンター施設に不具合が生じ、改修の必要があることから、修繕費の増額を行ったものでございます。ご審議いただき、ご承認いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第16号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第35号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第35号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第16号））は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第36号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第36号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第36号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認されました。

◎日程第8 議案第37号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第8、議案第37号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第37号の説明をさせていただきます。

議案第37号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年6月15日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、村道山梨線のり面復旧工事費の増額によるものでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思っております。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年5月19日、赤井川村長。

それでは、令和4年度赤井川村一般会計補正予算書（第1号）の1ページ目をおめくりいただきたいと思っております。令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第1号）。

令和4年度赤井川村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正、第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和4年5月19日専決、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きください。第1表、歳出予算補正、歳出、7款土木費、既定額に487万3,000円を追加し、3億2,759万1,000円に、これは2項道路橋梁費の増額で

ございます。

11款予備費、既定額から487万3,000円を減じ、3,603万2,000円に。

歳出合計は、既定額と変わらず、26億3,300万でございます。

続いて、4ページ目をお開きください。2、歳出、7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、既定額に487万3,000円を追加し、1億3,679万4,000円に、内訳は村道維持整備工事費の増額で、村道山梨線ののり面崩落を整備するものでございます。

次に、5ページ目を御覧ください。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から487万3,000円を減じ、3,603万2,000円にするものでございます。

以上でございますが、今回の専決処分につきましては新年度予算成立後、村道山梨線において雪解けによりのり面が崩落し、車の通行に支障を来している状態であったことから専決処分とし、早急に改修を行っているものでございます。ご審議いただき、ご承認いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第1号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第37号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第37号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認されました。

◎日程第9 報告第1号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第9、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）議題といたします。

本件に関し、報告を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について。

令和3年度赤井川村一般会計補正予算書第15号第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月15日提出、赤井川村長。

1 ページ目をお開きください。令和3年度赤井川村繰越明許費繰越計算書（一般会計）でございます。翌年度に繰り越した金額のみでご報告をさせていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費で、事業名はバス停標識更新業務につきましては85万1,620円。

同款3 項戸籍住民基本台帳費では、社会保障・税番号制度（住民情報）システム改修業務につきましては262万9,000円。

3 款民生費、2 項児童福祉費で、子育て世帯臨時特別支援事業（事務費）でございます。18万4,000円。子育て世帯臨時特別支援事業（事業費）でございます。660万円。

9 款教育費、2 項小学校費、赤井川小学校備品購入事業につきましては40万2,600円。都小学校備品購入事業につきましては3万7,070円。

3 項中学校費では、赤井川中学校備品購入事業で53万9,000円。

合計で1,124万3,290円を翌年度繰越額として計算書を提出しております。

以上、ご報告に代えさせていただきます。

○議長（岩井英明君） 報告が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

能登ゆう君。

○4 番（能登ゆう君） 小中学校の備品購入費ということ計上されていますが、具体的にどのような中身なのか教えてください。

○議長（岩井英明君） 教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤田俊幸君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、赤井川小学校ですが、こちら購入している備品につきましてはパーティションホワイトボードやハイブリッド加湿器、また集音マイクやパソコンとなっております。続きまして、都小学校につきましては、非接触検温消毒機と集音マイク。中学校になりますが、こちらについては皮膚赤外線体温計、脚つき両面ほうろうホワイトボード、単立展示板SPJシリーズということで仕切り板のようなものとなっております。そのほか、ノートパソコンを1台購入させていただいております。

以上です。

○議長（岩井英明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）報告を終了いたします。

◎日程第10 報告第2号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第10、報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（簡易水道事業特別会計）を議題といたします。

本件に関し、報告を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、報告させていただきます。

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について。

令和3年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書第3号第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月15日提出、赤井川村長。

それでは、1ページ目をお開きください。令和3年度赤井川村繰越明許費繰越計算書（簡易水道事業特別会計）でございます。こちらについても翌年度に繰り越した額についてご報告をさせていただきます。

2款営繕費、1項営繕費、事業名としましては赤井川地区簡易水道舗装復旧工事でございます。60万5,000円。池田地区飲料水供給施設配水管布設工事467万5,000円。

2事業合計で528万円を翌年度に繰り越したという報告でございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 報告が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（簡易水道事業特別会計）報告を終了いたします。

次に、休憩をいたします。10時10分まで休憩いたします。

午前 9時55分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（岩井英明君） 会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第38号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第11、議案第38号 赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第38号についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第38号 赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年6月15日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、国家公務員制度における非常勤職員の育児休業等取得要件の緩和に伴い、この条例を改正しようとするものであります。

議案5ページ目をお開きください。今回の改正は、総務省から示される条例例に沿って条例改正を行っております。

改正要点につきましては、第2条第3号ア（1）の改正は非常勤職員の育児休業取得の要件とされていた在職期間が1年以上必要であるという要件を廃止するもので、非常勤職員における育児休業取得要件の緩和が図られるものとなります。

同号ア（2）、（3）及び第7条第2項の改正については、文言や法令条項の整理を行うものです。

第19条第2号の改正は、非常勤職員の育児部分休業取得の要件とされていた在職期間が1年以上必要であるという要件を廃止するもので、非常勤職員における育児部分休業取得要件の緩和が図られるものになります。

第23条は、妊娠または出産等についての申出があった場合における任命権者の措置規定を新設し、従来においても行っておりますが、職員からの申出により育児休業制度の周知や育児休業取得の意向を確認するための措置を講ずるものとしております。

第24条につきましては、勤務環境の整備に関する措置規定を新設し、育児休業に係る研修、相談支援体制、勤務環境整備を行うものとしております。

以上でご説明いたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号 赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第38号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第38号 赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第39号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第12、議案第39号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（瀬戸雅哉君） ただいま上程いただきました議案第39号についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第39号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年6月15日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布されたこと及び新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例期間を1年延長するため、この条例を改正しようとするものです。

議案4ページの改正要点資料を御覧ください。今回この条例の改正については、地方税法施行令の改正が行われたことにより総務省から示される例示に沿って条例改正を行っており、法令改正に伴う引用条項の改正となっております。

第2条第2項及び同条第3項の改正につきましては、医療給付費分の課税上限額を2万円引き上げ、後期高齢者支援金分の課税上限額を1万円引き上げる改正となっており、全体で3万円の課税上限額引き上げとなっております。前年においては、該当になる世帯が数世帯ありまして、今回においても数世帯が該当してくると思われま。

次に、第23条の改正については、課税限度額の引上げに伴う規定の整備となっております。

次に、附則第14項の改正は、新型コロナウイルス感染症の経済的影響がいまだに残って

おりますので、令和4年度においても減免措置を継続する改正となっております。

以上でご説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第39号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第39号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第40号ないし日程第15 議案第42号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第13、議案第40号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

この際、日程第13、議案第40号から日程第15、議案第42号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第40号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について、日程第14、議案第41号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について及び日程第15、議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第40号から議案第42号についてご説明いたします。

一部変更規約及び新旧対照表の朗読はいたしません、各議案の提案理由についてご説明させていただきます。

議案第40号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月15日提出、赤井川村長。

提案理由につきましては、組合に加盟する団体の新たな追加によるものです。最終ページの新旧対照表にありますように、上川中部福祉事務組合の加入に伴い、規約改正を行うものです。一部事務組合の規約の改廃については、地方自治法の規定により関係地方公共団体の議会の議決が必要でありますことから、本定例会に提出させていただいたところで

続きまして、議案第41号についてご説明いたします。議案第41号 北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月15日提出、赤井川村長。

本議案につきましても議案第40号と同様の理由により規約改正を行うものです。

議案第42号へ移ります。議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月15日提出、赤井川村長。

本議案につきましても議案第40号と同様の理由により規約改正を行うものです。

以上により、議案第40号から議案第42号のご説明といたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第40号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、議案第40号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第41号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、議案第41号 北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第42号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第43号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第16、議案第43号 村道富田線富田橋補修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今城建設課長。

○建設課長(今城 豪君) ただいま上程をいただきました議案第43号について説明をさせていただきます。

議案第43号 村道富田線富田橋補修工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決

を求める。

令和4年6月15日提出、赤井川村長。

記といたしまして、契約の目的といたしましては村道富田線富田橋補修工事、契約の方法につきましては5社による指名競争入札でございます。契約金額につきましては5,159万円、契約の相手方、古平郡古平町大字港町3番地、株式会社福津組代表取締役社長、福地隆範でございます。参考といたしまして、工期は契約の日から令和4年12月20日までということで進めてございます。

4ページを御覧いただきたいと思えます。入札の実施結果でございます。村道富田線富田橋補修工事につきましては、6月6日午前10時より中ほどに記載のとおり5社で入札をさせていただきました、第2回目により最低入札者である株式会社福津組と仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。落札金額につきましては、4,690万円に消費税を加えた金額5,159万円が契約金額となります。

1ページからを御覧いただきたいと思えます。1ページから3ページまで仮契約書の写しをつけさせていただいておりますので、御覧ください。まず最初に、赤井川村と株式会社福津組が村道富田線富田橋補修工事に係る請負契約を締結したということで、金額5,159万円。

契約締結についての条項といたしまして、第1条では赤井川村議会において議決されたときに別紙5ページの契約書案により本契約を締結するということが書かれてございます。

それから、権利譲渡の禁止につきましては、権利譲渡してはいけないということになっております。

それから、契約の解除につきましては、受注者が前条の規定に違反したときには解除となります。また、受注者が赤井川村議会において議決された旨を村から通知を受けても7日以内に本契約をしない場合については、解除となるということがこの仮契約書の中に書いてございます。

そのような内容が1ページから3ページの仮契約でございます。それを3ページの令和4年6月6日、赤井川村長と株式会社福津組のほうで契約を取り進めてございます。

それで、先ほど申しました契約書、本契約の案を5ページ目に添付させていただいておりますので、御覧いただきたいと思えます。工事名につきましては、村道富田線富田橋補修工事。場所につきましては、赤井川村字富田。工期につきましては、契約締結の日からでございます。先ほどの仮契約第3条の規定により、議会の議決をされた日から7日以内ということになるかと思えます。工期期日につきましては、12月20日までということで書かせていただいております。請負金額は、ここでは先ほど言っていた仮契約に書かれた金額でございますので、5,159万円となります。次に、契約保証金につきましては、契約金額の10%以上ということになりますので、515万9,000円ということになります。あと、下のほうに行きまして、契約日につきましては先ほどから申し上げているとおり議会で議決されまして通知を受けた日から7日以内に契約をした日が契約日時ということでここに記載

ということになります。

それでは、入札の結果及び工事概要について説明いたします。4ページをもう一度御覧いただきたいと思います。3、入札結果のとおりということでございます。5社による指名競争入札で、中村建設、阿部建設、白木建設工業、株式会社福津組、和田建設工業ということで5社で実施しております。第2回目で最低入札者でありました株式会社福津組に落札ということでございます。

次に、4番、予定価格につきましては、ここに書かれているとおり5,219万5,000円となっており、落札金額が税込みで5,159万円ということでございますので、落札率につきましては98.84%となっております。

5番目、工事概要についてでございます。富田橋の補修工事でございます。令和2年度から3か年で行っております。今年が最終年で完成の年となります。令和4年度につきましては、舗装が車道部で350平米、塗膜系防水工で車道部が350平米、伸縮装置取替え工でP1で12メートルが1か所、橋梁塗装工で桁が600平米、橋梁塗装工で高欄が40平米でございます。

以上でございますので、ご審議いただきたく、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

曾根敏明君。

○2番（曾根敏明君） 説明あったかもしれませんが、4ページの1回目入札で2社が金額的に近かったということで、2回目入札というのはどういう意味で2回目入札だったのか、その辺ちょっと分かりませんので、教えてください。

○議長（岩井英明君） 今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 第1回目の入札は、3番目の入札結果に記載された金額でございます。この金額につきましては、先ほど申し上げたとおり4番目の予定価格が5,219万5,000円で、下に括弧で税抜き価格が4,745万円ということで予定価格がでございます。1番札が福津組で第1回目が4,785万円ということで予定価格に達してございませんので、第2回目の入札を行ったということでございます。

○議長（岩井英明君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号 村道富田線富田橋補修工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第43号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第43号 村道富田線富田橋補修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第44号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第17、議案第44号 スクールバス購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤田教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤田俊幸君） それでは、私からただいま上程いただきました議案第44号についてご説明いたします。

議案第44号 スクールバス購入契約の締結について。

次のとおりスクールバス購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月15日提出、赤井川村長。

記としまして、1番、契約の目的はスクールバスの購入です。

2、契約の方法は、随意契約です。

3、契約金額は1,009万6,058円です。

4、契約の相手方の住所は小樽市港町1番1号、氏名は三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう小樽支店長です。

5、納期は、契約締結の日から令和5年1月25日までとしております。

次のページをお開きください。このたびの契約に係る仮契約書を添付しており、令和4年5月30日に仮契約を締結しております。車両につきましては、三菱ふそうローザ、4WD、29人乗りのマイクロバスです。仮契約書には記載はございませんが、車体の色はブルー、車体オプションとして電動補助ステップ、中間ステップ、乗降口手すり、天井換気扇、追加架装としましては冬用タイヤ、ドライブレコーダー、車体ラッピング、室内抗菌、抗ウイルス加工等としております。

なお、車両登録の際に必要な保険料や重量税等の附帯費用につきましては、別途予算計上しており、本契約には含まれておりません。

以上、ご説明いたしますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号 スクールバス購入契約の締結についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第44号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第44号 スクールバス購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第45号ないし日程第20 議案第47号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第18、議案第45号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

この際、日程第18、議案第45号から日程第20、議案第47号を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第18、議案第45号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第2号）、日程第19、議案第46号 令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第20、議案第47号 令和4年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたしたいと思います。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、上程させていただきました補正予算3本についてご説明をさせていただきます。

まずは、令和4年度赤井川村一般会計補正予算書（第2号）でございます。1ページ目をお開きください。議案第45号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第2号）。

令和4年度赤井川村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ616万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,916万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月15日提出、赤井川村長。

それでは、1ページお開きください。2ページ目に入ります。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、12款分担金及び負担金、既定額に26万7,000円を追加し、392万6,000円に、1項の負担金増でございます。

14款国庫支出金、既定額に472万3,000円を追加し、3億4,236万6,000円に、1項国庫負担金で340万6,000円の追加、2項国庫補助金で131万7,000円の追加でございます。

15款道支出金、既定額に115万1,000円を追加し、6,549万円に、1項道負担金で104万1,000円の追加、2項道補助金で11万円の追加でございます。

20款諸収入、既定額に1万9,000円を追加し、6,323万1,000円に、3項受託事業収入の追加でございます。

歳入合計、既定額に616万円を追加し、26億3,916万円にしようとするものでございます。

続いて、3ページ、歳出、1款議会費、既定額に67万7,000円を追加し、4,823万6,000円にしようとするものでございます。

2款総務費、既定額から560万9,000円を減じ、7億6,540万3,000円に、1項総務管理費で569万円の減、4項選挙費で8万1,000円の増でございます。

3款民生費、既定額に636万6,000円を追加し、3億5,648万3,000円に、1項社会福祉費で120万6,000円の追加、2項児童福祉費で516万円の追加でございます。

4款衛生費、既定額に1,966万6,000円を追加し、2億6,471万5,000円に、1項の保健衛生費の追加でございます。

5款農林水産業費、既定額に38万4,000円を追加し、1億4,474万2,000円に、1項農業費で41万6,000円の減、2項林業費で80万円の追加でございます。

6款商工費、既定額から10万1,000円を減じ、1億752万5,000円に、1項商工費の減でございます。

7款土木費、既定額に1,035万5,000円を追加し、3億3,794万6,000円に、1項土木管理費で758万8,000円の減、2項道路橋梁費で10万9,000円の減、4項住宅費で1,805万2,000円の追加でございます。

次ページに入ります。9款教育費、既定額に68万3,000円を追加し、2億120万2,000円に、1項教育総務費の追加でございます。

11款予備費、既定額から2,626万1,000円を減じ、977万1,000円に、1項予備費の減でございます。

歳出合計、歳入同額の既定額に616万円を追加し、26億3,916万円にしようとするものでございます。

今回の補正予算は、人事異動による人件費の増減、特別会計の繰出金の増、移住・定住支援事業補助金の増が主な要因となっております。

詳細については、副村長以下でご説明をさせていただきます。

続きまして、令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書（第1号）に入ります。1ページ目をお開きください。議案第46号 令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度赤井川村の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ599万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,156万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表「地方債補正」による。

令和4年6月15日提出、赤井川村長。

それでは、次ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、2款繰入金、既定額に459万6,000円を追加し、3,973万3,000円に、1項一般会計繰入金の追加でございます。

5款村債、既定額に140万円を追加し、3,120万円に、1項の村債の追加でございます。

歳入合計、既定額に599万6,000円を追加し、1億1,156万8,000円にしようとするものがございます。

次ページに入ります。歳出、1款総務費、既定額に458万8,000円を追加し、1,421万3,000円に、1項の総務管理費の追加でございます。

2款営繕費、既定額に140万8,000円を追加し、8,348万3,000円に、1項営繕費の追加でございます。

歳出合計、歳入同額の既定額に599万6,000円を追加し、1億1,156万8,000円にしようとするものがございます。

次、4ページに入ります。第2表、地方債補正についてでございます。補正後の額についてのみご説明させていただきます。まずは、過疎対策事業債につきましては、2番目の赤井川地区簡易水道東横四番線配水管新設工事でございます。限度額を70万円、起債の方法、利率、償還の方法については従前と同様でございます。

続きまして、下段の簡易水道事業債、この2番目の同じく赤井川地区簡易水道東横四番線配水管新設工事で70万円の追加でございます。これにつきましても起債の方法、利率、償還の方法については従前と同様でございます。

合計で3,120万円ということで、140万円の追加ということでございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから後ほどご説明をさせていただきます。

続きまして、令和4年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算書（第1号）でございま

す。1 ページ目をお開きください。議案第47号 令和4年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度赤井川村の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ484万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,996万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月15日提出、赤井川村長。

それでは、次ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、4款繰入金、既定額に484万6,000円を追加し、5,043万1,000円に、1項の一般会計繰入金の追加でございます。

歳入合計、既定額に484万6,000円を追加し、7,996万3,000円にしようとするものでございます。

次ページです。歳出、1款総務費、既定額に484万6,000円を追加し、960万4,000円に、1項総務管理費の追加でございます。

歳出合計、歳入同額の既定額に484万6,000円を追加し、7,996万3,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

以上、3本についてご説明を終了させていただきますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから令和4年度一般会計補正予算（第2号）の歳入についての説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書7ページ目をお開き願いたいと思います。2、歳入、12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、既定額に26万7,000円を追加し、100万1,000円にしようとするものでございます。内訳は、広域入所保育料負担金の新規計上で、当初予算計上時には対象児童がおりませんでした。4月に新たに対象児童1名が発生したことによる計上でございます。

続いて、8ページです。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、既定額に340万6,000円を追加し、4,828万5,000円にしようとするものでございます。内訳は、広域入所者が2名増えたことによる子どものための教育・保育給付費国庫負担金の増額及び4回目のワクチン接種が決定したことによる新型コロナウイルスワクチン接種事業国庫負担金の増額でございます。

同じく 8 ページ中段、14 款 2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、既定額に131万7,000円を追加し、591万9,000円にしようとするものでございます。内訳は、先ほど同様 4 回目のワクチン接種が決定したことによる新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の増額及び新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の新規計上で、これは歳出の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に充てられるもので、全額が国庫補助となります。事業の詳細につきましては、歳出で後ほど担当課長より説明を申し上げます。

続いて、9 ページです。15 款道支出金、1 道負担金、1 目民生費道負担金、既定額に104万1,000円を追加し、2,797万円にしようとするものでございます。内訳は、国庫負担金と同様で、子どものための教育・保育給付費道負担金の増額によるものでございます。

同じく 9 ページ中段、15 款 2 項道補助金、2 目民生費道補助金、既定額に11万円を追加し、242万5,000円にしようとするものでございます。内訳は、地域生活支援事業道補助金の増額で、これは障害者自立支援給付審査支払等システム事業に対する補助でございます。

続いて、10 ページです。20 款諸収入、3 項受託事業収入、3 目農林水産業費受託事業収入、既定額に 1 万9,000円を追加し、10万4,000円にしようとするものでございます。内訳は、農業者年金業務受託料の増額によるものでございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、議会費及び総務課歳出予算についてご説明させていただきます。

11 ページ目をお開きください。3、歳出、1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、既定額に67万7,000円を追加し、4,823万6,000円にしようとするものです。主な補正内容は、人事異動に伴う職員人件費の補正と視察に伴う旅費を増額しようとするものです。

12 ページ目をお開きください。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、既定額から1,093万2,000円を減額し、4 億3,826万8,000円にしようとするもので、人事異動等に伴い職員人件費を減額しようとするものです。

続きまして、9 目庁舎管理費、既定額に495万円を追加し、1,724万4,000円にしようとするもので、3 年ほど前より庁舎電話機が順次故障し、会議室等の電話機を代替することで対応してきておりましたが、その対応にも限界が生じたことから、平成20年に導入した現在の電話機と電話基盤主装置を更新する費用として増額計上するものです。

続きまして、10 目集会施設管理費、既定額に29万2,000円を追加し、979万5,000円にしようとするもので、都住民センター及び山村活性化支援センターの修繕に関する費用として増額計上するものです。

続きまして、4 項選挙費、2 目参議院議員通常選挙費、既定額に 8 万1,000円を追加し、

309万2,000円にしようとするもので、6月22日公示、7月10日を選挙期日の予定として準備を進めております参議院通常選挙におきまして期日前投票期間が通常より1日間延びることが見込まれることから期日前投票に係る報酬、併せて北海道選挙区に係るポスター掲示場の区画数が北海道選挙管理委員会より16区画と示されたことからポスター掲示場設置、撤去に関する委託料を増額するものです。

続きまして、27ページ目をお開きください。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から2,626万1,000円を減額し、977万1,000円にしようとするもので、これは全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。

なお、終わりになりますが、28ページ以降に補正予算に係る給与費明細書を添付しておりますことを申し上げ、議会費及び総務課所管歳出予算についてのご説明といたします。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 神保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

14ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、既定額に116万1,000円を追加し、1億2,056万9,000円にしようとするものです。内訳は、人事異動による職員の人件費を補正しようとするもののほか、11節役務費で1万7,000円を追加、これは障害者支援区分認定の対象者が新規で2名となることに伴い医師意見書作成料を新規計上するものです。同様に12節委託料で障害者支援区分認定調査料1万4,000円の増加と、障害者福祉関係データベース稼働への対応に伴いシステム改修が必要なため業務委託料22万円を新規計上するものでございます。

15ページを御覧ください。2目老人福祉費、既定額に3万円を追加し、1,617万7,000円にしようとするものです。内訳は、18節負担金補助及び交付金で3万円の増、これは高齢者補聴器購入費補助金1件分を追加するものでございます。

6目介護保険事業費、既定額に1万5,000円を追加し、6,998万4,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料で1万5,000円の増、これは介護認定調査委託料2件分を追加するものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、既定額から1万9,000円を減じて2,968万1,000円にしようとするものです。内訳は、人件費を補正しようとするもののほか、22節償還金利子及び割引料で1万円の増、これは令和3年度子育て世帯臨時特別給付金事務費補助金を事業完了に伴い返還金を新規計上するものでございます。

16ページをお開きください。3目保育所運営費、既定額に416万9,000円を追加し、2,218万8,000円にしようとするものです。内訳は、11節役務費で5,000円の増、これは使用期限が切れた消火器3本分の処分手数料を新規計上するものでございます。12節委託料で343万2,000円の増、これは広域入所委託料で1名分を追加しようとするものです。19節扶助費

で73万2,000円の増、これは施設型給付費で認定こども園に入園する1名分を追加しようとするものです。

5目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費101万円を新規計上しようとするものです。内訳は、令和4年度給付事業による3節職員手当等10万円、10節需用費で10万円、11節役務費で2,000円、18節負担金補助及び交付金65万円を新規計上するものです。22節償還金利子及び割引料で15万8,000円の増、これは令和3年度の給付事業完了に伴い給付金の返還金を新規計上するものでございます。

続きまして、17ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、既定額に616万2,000円を追加し、3,101万1,000円にしようとするものです。内訳は、人事異動による職員の人件費を補正しようとするもののほか、11節役務費で3万5,000円の増、これは乳幼児健康診査育児相談手数料1名分を新規計上しようとするものです。18節負担金補助及び交付金で5,000円の増、これは小樽協会病院への周産期医療支援事業費補助に対しまして北後志5か町村で財政支援を行うもので、今年度の事業交付決定に伴い負担金を増額しようとするものです。

続きまして、17ページ下段から18ページにかけてになります。2目予防費、既定額に327万4,000円を追加し、1,590万9,000円にしようとするものです。内訳は、新型コロナウイルス感染症4回目のワクチン接種に伴い、11節役務費で郵便料7万9,000円の増、国保連請求事務手数料として9,000円の増、12節委託料でシステム改修委託料25万9,000円の新規計上、ワクチン接種委託料131万7,000円を増額しようとするものと22節償還金利子及び割引料で令和3年度ワクチン接種体制確保国庫補助金51万円、ワクチン接種対策費国庫負担金110万円を事業完了に伴い返還金を新規計上しようとするものです。

続いて、18ページ中段からになります。3目環境衛生費、既定額に1,023万円を追加し、1億8,041万4,000円にしようとするものです。内訳は、余市川クリーンアップ事業がコロナ禍により今年度も中止となったことによって10節需用費で3万4,000円の減、18節負担金補助及び交付金でクリーンアップ実行委員会負担金を皆減、一般廃棄物最終処分場の配管修繕のため79万2,000円の増、17節備品購入費で一般廃棄物最終処分場のpH計購入費9万円を新規計上するものでございます。28節繰出金で944万2,000円の増、これは簡易水道事業特別会計で459万6,000円の増額、下水道事業特別会計で484万6,000円を増額、それぞれ特別会計予算の補正に合わせて行うものでございます。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、農業委員会及び産業課所管の歳出予算について説明させていただきます。

20ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、既定額に5万1,000円を追加して570万2,000円にしようとするものです。補正内容は、本年度か

ら農業委員の農地や現地調査等において使用するタブレット端末の購入に関する経費として17節備品購入費などで総額5万1,000円を新規計上しようとするものでございます。

同じく中段になりますが、2目農業総務費、既定額から46万7,000円を減額して4,507万1,000円にしようとするものです。補正内容は、細目1の人件費につきまして人事異動に伴う2節給料から4節共済費までを減額しようとするものでございます。

21ページになります。2項林業費、1目林業総務費、既定額に80万円を追加して2,120万8,000円にしようとするものです。補正内容は、農業者を対象とした有害鳥獣駆除、被害防止対策の電気柵及び捕獲わなの購入補助金として増額しようとするものでございます。

続いて、22ページになります。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、既定額から122万5,000円を減額して1,364万4,000円にしようとするものです。補正内容は、細目1の人件費につきまして人事異動等に伴う職員人件費の2節給料から4節共済費までを減額しようとするものでございます。

下段になります。2目観光費、既定額に109万1,000円を追加して4,033万4,000円にしようとするものです。補正内容は、細目3の道の駅あかがわ施設管理費におきまして12節委託料で村所有の厨房機器類の保守点検委託料45万7,000円、17節備品購入費において村所有のジェラート用冷凍ショッピングケースの更新費63万4,000円、合わせまして109万1,000円を新規計上しようとするものでございます。

続いて、23ページになります。3目小公園管理費、既定額に3万3,000円を追加して3,897万9,000円にしようとするものです。補正内容は、みやこ公園パークゴルフ場休憩所で使用しております掃除機の更新費用でございます。

以上で農業委員会、産業課所管の歳出予算の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私から建設課所管一般会計補正予算について説明させていただきます。

24ページを御覧いただきたいと思います。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、既定額から758万8,000円を減じて174万5,000円にしようとするものでございます。2節から4節の共済費につきましては、人事異動による人件費の補正によるものでございます。

下段に移ります。7款2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、既定額から10万9,000円を減じて3,369万5,000円にしようとするものでございます。内訳は、4節共済費で10万9,000円の減額、これにつきましては記載のとおりでございます。

25ページを御覧いただきたいと思います。7款4項住宅費、1目住宅管理費、既定額に1,805万2,000円を加え、8,639万6,000円にしようとするものでございます。内訳につきましては、4節共済費で14万3,000円の減額、これにつきましては記載のとおりでございます。18節負担金補助及び交付金で1,800万円の新規計上、これにつきましては移住、定住の補助

金を使用する方が4月以降新たに6戸申込みがあり、新規計上するものでございます。21節補償補填及び賠償金19万5,000円の新規計上、これにつきましては村営中央団地の改修事業に協力し、移転を行う方につきまして1戸に対して補償を行う新規計上のものでございます。

以上で建設課所管一般会計補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議の方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 藤田教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤田俊幸君） それでは、私から教育委員会所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

26ページをお開きください。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、既定額に68万3,000円を追加し、5,602万9,000円にしようとするものです。内訳は、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費で人事異動等によりそれぞれ増減するものとなっております。

以上で教育委員会所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私から赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

7ページを御覧いただきたいと思います。2、歳入、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に459万6,000円を加えて3,973万3,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節一般会計繰入金の増額でございます。

8ページを御覧いただきたいと思います。5款村債、1項村債、1目過疎対策事業債、既定額に70万円を加えて870万円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節過疎対策事業債の新規計上でございます。

下段に移ります。2目簡易水道事業債、既定額に70万円を加えて870万円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節簡易水道事業債の新規計上でございます。

これら2つの起債につきましては、新規計上で、水道本管を設置するための工事の借入れでございます。詳細については、後でご説明いたします。

9ページを御覧いただきたいと思います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に458万8,000円を加えて1,421万3,000円にしようとするものでございます。2節から4節につきましては、人事異動によるものでございます。

10ページを御覧いただきたいと思います。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額に140万8,000円を加えて8,348万3,000円にしようとするものでございます。14節工事請負費で140万8,000円の新規計上、これにつきましては墓地から日ノ出に向かう道路の土地がございまして、その土地に余市在住の方が移住・定住補助金を使用し、新規に住宅を建設するというところで水道の本管30ミ리를120メートル布設する工事でございます。

11ページからの補正予算給与費明細書につきましては、後ほどご高覧いただきたいと思いますと思います。

以上で赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終了いたします。ご審議の方よろしくお願いたします。

続きまして、赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。6ページを御覧いただきたいと思います。2、歳入、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に484万6,000円を加えて5,043万1,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節一般会計繰入金の増額でございます。

7ページを御覧いただきたいと思います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に484万6,000円を加えて960万4,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、2節給料から4節共済費につきましては人事異動によるものでございます。

8ページからの補正予算給与費明細書については、後ほどご高覧いただきたいと思います。

以上で赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終了いたします。ご審議の方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第45号から議案第47号につきましては、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号から議案第47号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては、先日協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては湯澤幸敏議員にお願いいたしますので、よろしく取り計らい願いたいと思っております。

◎日程第21 選挙第1号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第21、選挙第1号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを行います。

赤井川村選挙管理委員は、令和4年8月4日をもって任期満了となりますので、地方自治法第182条第1項の規定により、委員4人を選挙するものでございます。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、先日協議したとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議長が指名することに決定いたしました。

赤井川村選挙管理委員には、佐々木優君、二川英司君、中井郁子君、中西貢君、以上の
方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました方を赤井川村選挙管理委員の当選
人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました佐々木優君、二川英司君、中井郁子君、中
西貢君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員は、令和4年8月4日をもって任期満了となりますので、地
方自治法第182条第1項の規定により、補充員4人を選挙するものでございます。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、先日協議のとおり、地方自治法第118
条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思ます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議長が指名することに決定いたしました。

赤井川村選挙管理委員補充員には、第1順位、青木清次君、第2順位、工藤美子君、第
3順位、工藤二三男君、第4順位、小山田光禪君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました方を赤井川村選挙管理委員補充員
の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました第1順位、青木清次君、第2順位、工藤美
子君、第3順位、工藤二三男君、第4順位、小山田光禪君、以上の方が順序のとおり赤井

川村選挙管理委員補充員に当選されました。

◎日程第22 決議案第1号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第22、決議案第1号 令和4年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議についてを議題といたします。

事務局に朗読させて説明いたします。

○議会事務局長（横井慎之君） それでは、事務局より朗読いたします。

決議案第1号 令和4年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議について。

会議規則第14条の規定により上記の決議案を別紙のとおり提出いたします。

令和4年6月15日提出、提出者、赤井川村議会議員、湯澤幸敏、賛成者、赤井川村議会議員、曾根敏明。

理由、議会の円滑な運営と議員の資質向上、親睦を図り、村の振興発展に資するため、議員研修等計画を定めます。

次のページになります。令和4年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議。

期日、場所、対象者、内容の順に読み上げます。

令和4年7月6日、札幌市、全員、北海道町村議会議員研修会。

令和4年8月24日、寿都町、全員、後志町村議会議員研修会。

令和4年10月19日から21日、京都府伊根町、議長、北後志町村議会議長研修視察。

令和4年11月7日から9日、長野県伊那市、議長、後志町村議会議長研修視察。

決定していない部分及び変更のあった場合の取り扱いについては議長一任とします。

以上決議する。

令和4年6月15日提出、赤井川村議会。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） これより決議案第1号に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより決議案第1号 令和4年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

決議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、決議案第1号 令和4年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決された研修等の計画につきましては、その実施に当たり特段のご配慮をお願い申し上げます。

次に、日程第23、一般質問になりますけれども、ここでちょっと休憩いたします。取りあえず10分休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、定刻になりましたので、会議を再開いたします。

しかし、議案調整のために休憩に入ります。午後から一般質問行いますので、連議員には申し訳ないですけれども、そういうことで午後からやる気を出してください。

以上、休憩に入ります。

午前11時30分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第23 一般質問

○議長（岩井英明君） 次に、日程第23、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、30分以内といたします。

議員の発言を許します。

連茂君。

○1番（連 茂君） それでは、一般質問させていただきます。

まず最初に、さくらの森公園について質問させていただきます。2020年9月の定例会でさくらの森公園についての質問させていただいた際、村長は将来に向けて桜が成木になり、住民の皆様が桜を見るために集う場所になればいいという趣旨のお話をされました。それから数年がたち、桜の季節は終わりましたが、村長は今年さくらの森公園での桜の花を御覧になられたでしょうか。

現状をお話すると、120本植えられた桜のうち十数本は枯れ、5月上旬に桜が花をつけたのは二十数本、それも1本の木に数輪の花、探さないと見つけられないほどでした。た

またま見たときがそういう状態だったということではありません。桜の花が咲く5月1日から約2週間、さくらの森公園の前を通り、確認しましたが、毎朝見るさくらの森公園の景色は驚愕の状態で、正しく育っているとはとても言えるものではないと感じました。比較するためにお伝えすると、記念植樹の翌年に植えた我が家の桜はネズミに根元を1度かじられ、一時は枯れるのではないかと心配しましたが、その後対策を講じ、今年は多くの花をつけてくれました。

あの公園は、120周年の村の記念事業として造られたものです。村のシンボルであり、村の資質を問われる大切な公共施設のはずですが、残念ながら管理が行き届いていない。造成地だからとか、ボランティアに頼っているからとか言い訳は思いつきますが、村の根本的な姿勢に植えれば育つという安直な考えを持っているのではないのでしょうか。手間やお金や時間をかけるつもりがないというなら、公園を廃止すべきだし、冒頭に言ったとおり人が集う場所にするという目標があるなら、それなりのエネルギーが必要です。あの公園を見るたびに考え方が雑で安易に考えているような気がし、今後の村が行う事業にいささかの疑問と不安を感じるのは私だけではないと思います。2年前に質問させていただいたので、明確なご回答をいただくというよりはご検討いただきたいという要望を含め、大切な村の資源を活用するためにも計画性と実行力を持って取り組んでいただきたいと期待します。

次に、産業振興ビジョンについてお伺いします。コロナ騒動が徐々に消音に向かい始め、国は経済の回復のため音楽やスポーツのイベントの制限緩和、Go To トラベルの再開を含め、観光やレジャーの促進、海外からの渡航者の条件緩和など様々な政策によって人の流れを増やし、人の動きを活発化しようとしています。さらに、新聞報道でもありましたが、夏休み中の北海道離発着の予約状況や冬の倶知安、ニセコ地区のコンドミニアムの予約状況はコロナ前に近づくような入れ込み推移を見せ、コロナ後の行きたい場所、魅力度ランキングも国内外で北海道の人気は際立っているようです。以前のようなにぎわいがいつ訪れるかは、少し様子を見る必要がありそうですが、確実に近づいているということは間違いなことでしょう。

一方、赤井川村は、そのような人の流れを迎え入れる準備はできているのでしょうか。先日カルデラの味覚まつりの中止及び終了の報告を受けました。実行委員会が判断したとの説明でしたが、少なくとも村長の意思が加担されていると感じるものでした。中止、終了の報告を受け、率直な感想をお聞かせいただき、今後それに代わるイベントをどのように構築していくか、または必要ないと思われるかお聞かせください。

相変わらずキャッシュレス化の進まない道の駅ですが、今年役場主体でもみじ祭を数回に分けて行うという報告を受けました。道の駅にある農産物直売所になかなか野菜が集まらない現状でどのようなイベントになるのか、具体的にイメージしているものがあればお聞かせください。

それ以外、赤井川村をPRするようなイベントや事業があればお伝えください。

観光地域づくり法人であるDMOと特定非営利活動法人の観光協会、村の観光を担い、PRする団体が2つありますが、それだけでなく人材不足の小さな村にそもそも2つの団体が必要なのか、また2つの事業をどのように振り分け、整理されているかお知らせください。

そのDMOが現在取り組んでいる農泊事業の現状とこれからの展望についてお聞かせください。

最後に、村を売り込むことも村長の仕事の一つではないかなと思います。先日新聞で紹介されたジェイアール東日本企画との包括連携協定もこの村に大きな役割を担ってくれることと期待しますが、包括連携がもたらすものや村の主幹産業である農業と観光、特にスキーリゾートに付加する村のPRなど、今後産業振興に対するビジョン（計画）があればお聞かせください。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、連議員からの一般質問についてお答えさせていただきます。

さくらの森公園に関する質問にまずお答えします。植樹後丸3年が経過し、植樹直後の地面は裸地状態でしたが、自然の力で当時よりも植生も広がり、緑化は少しずつ進んできました。また、自然環境により毎年一定の割合で枯れてしまっていますが、その都度補植を行い、植えっ放しの軽微な管理ではなく、連議員も確認いただいていると思いますが、年間を通じて継続的に敷地内の草刈り、食害防止ネットや枯れ枝の整理など、ボランティアと職員により生育管理に努めています。また、この春桜の開花が少なかったのは、気象条件や芽吹く頃の野鳥による食害であるとの指摘もありましたので、次年度以降は花芽の頃の観察も必要と判断しております。

近年は、他の自治体でも住民が地域課題や環境保護などに積極的に関わる協働による地域づくり活動の参画が広がっています。全ての課題を行政だけで担うのではなく、今後こうした協働活動でさくらの森公園を育み育てることも意義があり、大切なことだと考えています。なお、公園は令和3年9月に小公園設置条例に正式に位置づけておりますので、植樹当初の考えは変えず、当面は現在の管理を続けてまいりたいと考えております。

続きまして、産業振興ビジョン（計画）に関してお答えします。1点目のカルデラの味覚まつり中止に関しては、昭和57年以来村の農産物や観光をPRする目的で長きにわたり開催されてきたお祭りがなくなることは寂しいものがあります。しかし、中止の判断に至るまでの理由を考えると、最終的には実行委員会の決断を尊重し、やむを得ないものと考えております。なお、中止に至る実行委員会の判断に村長の意思が加担されていると感じるとのご発言ですが、観光協会の総会に同席し、経過説明のやり取りを聞いていた連議員がそのようにご発言することに逆に私は恣意的意思を感じざるを得ません。今後も村産品をPRしたり、村民も一緒に楽しめるお祭りのイベントは村のイメージアップには必要だ

と認識しています。しかし、行政が全て取り仕切るのではなく、関係組織や住民による自発的、主体的な活動から取組が行われることが基本であると考えており、そのような動きに対して村はしっかりとサポートをしていきたいと考えております。

2点目の村が主催するもみじ祭についてですが、今年はコロナ後の新しいイベントの模索として1日日程の集中開催から2から4回程度の分散で開催するよう準備をしています。内容を見直して開催回数を増やすことでよりPRの機会を増やし、その時期ならではの企画で農産物販売を中心に通りかかった人が気軽に立ち寄って楽しむイメージを想定しています。なお、具体的な内容については、この後実行委員会が開催されるということで、その中で詳しく検討が進むというふうに考えております。

なお、3点目のご質問に関しては、現在村が主催してPRするお祭りイベントはもみじ祭のみでございます。

4点目のご質問の赤井川村国際リゾート推進協会（DMO）と赤井川観光協会の各組織の役割ですが、DMOは村全体を俯瞰して観光をコーディネートする司令塔、外からお客を呼ぶ企画立案組織に位置づけられます。観光協会は、各事業者が村内で宿泊、食や体験などでもてなす側の役割になると考えております。

5点目の村内の関係者で組織する農泊推進協議会で取り組まれている農林水産省の補助事業、農泊推進事業についてですが、本年度取組2年目となります。事業制度の関係から、協議会の事務局はDMOが担い、村もソフト面のサポートをしております。今年度の事業計画は、5月30日に国から正式に承認されたと報告がありました。昨年度は、コロナ感染症の影響で企画した事業に思うように取り組むことができなかったと聞いておりますが、今年度はコロナ対策を取りながら、テスト的に宿泊メニューや野外活動メニューなどを実践し、交流人口増加に取り組むと聞いており、村も引き続き様々な分野で広く協力、応援していくこととしています。

6点目の包括連携がもたらすものや産業振興に向けた計画についてですが、今後村の様々な課題に対処する上で公共サービスに民間事業者のアイデア、資金、技術、ノウハウを取り入れ、公民連携による住民サービスの向上や効率化を図ることが目指せると考えています。特に地域課題、ニーズに対し、今までにない新しい解決策や新たな価値を生み出すことが期待され、産業振興に限らず広い分野において双方の資源を有効に活用した共創、協働による取組が推進できるものと期待しております。

最後に、今後の産業振興に関する計画ですが、農業振興や森林整備など個別の計画のほかに産業全体を網羅した計画はございませんが、第4期赤井川村総合計画と令和3年度からの後半5年間の方針を示した後期基本計画に基づき産業振興、地域振興を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありますか。

連茂君。

○1番（連 茂君） さくらの森公園に関する事で、美観的なものというのは個人的な感覚もあるので、成長しているか成長していないか考えるかちょっと難しいところもあるのですが、去年の干ばつの影響もあると思いますが、去年の写真と見比べてもほとんど木が成長しているような感じがしないというのが現状です。緑化が進んでいるというふうに村長が考えているなら、ちょっと認識というか、逆に見てくれているのかなとか、考えているのかなというふうにちょっと疑問を感じます。根元に堆肥引くだけでも明らかに桜の成長というのは変わってくると思うので、安価な方法でも桜を生かすことというのは僕はできると思うので、ぜひその点に詳しい方にしっかり入ってもらって一年でも早くあそこに桜がいっぱい咲いて住民が集う場所にしてもらいたいという希望です。それは、最初の質問のときにも要望を含めというふうな部分で書きましたので、それに関しての返答は必要ありません。

次の産業振興ビジョンに関して質問を何点かさせていただきたいと思います。まず、ネットで地域おこしとか地域活性化というワードを検索すると、地域が経済力や人々の意欲を向上させたり、人口を維持したり増やしたりするために行う諸活動のことであるというふうに出てきます。ポイントとなるのは、1番目が商品開発力とサービスの開発力、2番目が企画力、3番目が情報の発信力、この3点はまさに各地で行われている産業祭りのポイントと類似しています。つまり産業祭りが村の地域力や活性化を象徴しているようなイベントであるということではないかなと思うのです。そういう観点からも普通どこの地域でも産業祭りというのがあり、定着しているのではないかなと思います。

それに対して1点目の質問で、住民による自発的、主体的な活動から取組が行われることが基本であるという言葉、自発的、主体的な取組、要するにもう一度新たに構築しようという意思で住民から行わなければ産業祭り自身は行わないというふうに読み取れるのですけれども、それについて間違いがないかをお尋ねします。

2点目のもみじ祭に関しては、新たに実行委員会というのを、これは住民を含めた実行委員会を新たに立ち上げるのか、それとも役場の中で実行委員会というのをつくるのか教えてください。

あと、4点目の質問でDMOで各事業者が村内で宿泊、食や体験などでもてなす側の役割でコーディネートする司令塔みたいな形が書かれていますけれども、実際にDMOがそういうふうなコーディネートは今現状しているかということ、どちらかということ農泊の業務をやっているように僕はイメージしているのですけれども、観光をコーディネートする司令塔というのはこの間ちょっと出てきたパーティションを作ってPRをするというようなことなのか、もうちょっと具体的なことを教えていただくと助かります。

あと……ごめんなさい。では、まず今言った、4点ぐらい質問したと思いますけれども、それにお答えください。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） まずは、1点目のカルデラ祭り、産業祭りについてですけれども、

ここでお答えさせていただいたとおり自発的、主体的な活動ということで、先ほども答えたように村が頭を取って、リーダーシップを取って祭り、イベントを起こしていくというような形での産業祭りというのは私の頭の中にはないです。連議員のように、やっぱり必要ではないかというような人方がきちんとそういった活動の中でイベントやっぱり必要だよねとってやる部分に対して村はきちんとサポートしていくという考え方ですので、ぜひそういった活動が村なかで起きてくれることを私としても期待をしたいというふうに考えております。

2点目のもみじ祭の実行委員会ですけれども、既に第1回目のもみじ祭から実行委員会というのはありまして、その実行委員会の中でいろいろ今までも事業、イベントについての計画を進めていますので、関係機関入っての実行委員会ですけれども、それをそのまま継続させて本年度も取り組んでいくという考え方です。

あと、DMOのコーディネートというのはどんなことかということで、DMOについては官公庁の補助事業を活用したりとかという面でいろんな計画をつくっていったりだとか、あとそういった関係者、観光協会だとか商工会の構成員とのこういう事業、例えば農泊なら農泊に関わる人方の間の調整をしていくと、関係調整をしていくというようなことがコーディネートという表現にさせていただいております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再々質問。

連茂君。

○1番（連茂君） もうちょっと突っ込ませていただきます。カルデラ祭りの件なのですけれども、恣意的なという表現……観光協会の総会に僕も出席して経過のやり取りを聞いていました、確かに。僕は、このやり取りを聞いた上で、その後商工会のメンバー数人、あと村の理事者側にも話を聞きました。その上で原稿を実は今回書き換えて、村長の意図というか、思いというのがカルデラ祭りを商工会のほうがやめますよというふうな部分に僕は付加しているのではないかなと言うのは、両者の意見を聞いた上でそう感じたものです。その中の決定打みたいなものが1つあって、それは時系列を話すと長くなるので、やめておきますが、実行委員会のほうで新たなイベントをカルデラ祭りの後続としてやりたいというふうな企画を持っていったところ、これは味覚まつりではないから村としては、どういうことを言ったか分かりませんが、協力できないみたいなことを言われて、それが引き金になったというふうなことにしましては間違いのないのではないかなと思います。とにかく実行委員会側としてカルデラ祭りを継続しないというのを前提に話していたことではないということは、断言できるかなと思います。多分その辺は秋元産業課長も入った上で話を進められるし、さらに秋元課長と3月に僕お話ししたときには6月の定例会には味覚まつりの骨格みたいな、どういうふうな形でやるかということは説明できますよというふうなことは僕に2人で話したときには言っていたので、やるという前提で進んでいたものが急に今回の8月に行わないというふうに消えた経過の中にはそうい

う言葉の一助というか、が含まれているのではないかなというふうに思います。その辺連議員の恣意的な意思を感じるとありますけれども、そういうふうなことではなくて、ちゃんと周りから情報を聞き入れた上で村側のそういう意図を感じるのですよというふうなことを伝えたつもりなので、その辺ちょっと認識もう一度ご答弁いただきたいなというふうに思います。

あと……では、そちらのほうだけお願いします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 恣意的な意思を感じざるを得ないという表現をさせていただいたのは、ここにも書いてあるように同席していましたし、そのときに僕が観光協会会長が発言した内容について、そこは違うのではないのという発言をしたときに観光協会の協会員の中からも村長の言うのが正解ですよというような意見もいただいていますし、そういった状況の中でこういった質問、連議員の意見があったということなので、私としては恣意的な意味があるのかなというふう感じたということで、連議員がいろいろ聞いて感じたことと同じように僕も連議員が言ったことに対して感じたことをただ書いただけなので、そういうことでございます。

○議長（岩井英明君） 連君、重要なことで詰めですか。今の答弁に納得いかないことですか。3回一応これしたのだから、別の案件のことでまた再々質問するということですか。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 分かりました。発言してください。

○1番（連 茂君） すみません。カルデラ祭りについてです。では、このままやらないのかという問題なのです、僕としては。経過がどうのこうのとかというよりも、今までカルデラ祭りの実行委員会は今年の8月に向けて実際にお祭りをやろうとしていたわけです。マイクロツーリズムの延長になるのかもしれないけれども、フォトロゲイニングというイベントと、今までのカルデラ祭りの味覚まつりでやっていた食べ放題というのができないから、それをどかして、その代わりにイベントとしてフォトロゲイニングというのを組み込んで、規模はどうなるか分からないけれども、味覚まつりというのをやろうと思っていたのが、これでは味覚まつりではないよというふうに言われたので、実行委員会としては引き下がるざるを得ないというふうな発言、意見を僕は聞いています。経過がどうのこうのとかというよりも、僕の個人的な意見も含めてですけれども、いろいろリサーチした限り赤井川村にとってやっぱりこのイベントというのは村の力というか、村のエネルギーを見せるために絶対必要なイベントだというふうなことを前提として何とかできないかというのを模索した上で僕は聞いているのであって、先ほど言ったとおり住民からの自発的な、主体的な盛り上がりがない限り村としてはやっていかないよというふうに考えるというのがどうも僕としては納得いかないのです。後志市町村なんか見ても産業祭りやっていないところあるかなと考えると、僕も確認したわけではないけれども、記憶がない。このままないよというふうな形で終わらせていいのか、それが村長の38回続いてきたカルデラ祭り

の結論を出すのか、その辺の村長の考えをもう一回確認させてください。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 実行委員会、それぞれ商工会、観光協会、JA等々の構成組織の中で人手が足りないだとか、なかなか手伝いに出れないだとか、作っているものもなかなかPRするのも、今まで長年かけてやってきたスイカ、メロンというのもPRしても、それをどんどん販売していくような生産体制にはないというような諸所様々な理由により、過去10年ぐらい前からカルデラ祭りをどうしようかという議論がいろいろ実行委員会の中でされてきたという経過も知っています。当然私もその当時は担当もしていましたし、そういった議論の中にも入っていましたので、それでも何とか頑張っていこうと、何とか続けてやってみようというようなことで今日まできたのだというふうに感じています。ですから、先ほどお答えしたように非常に残念だと。ただ、そういった過去の経過も当事者として分かっていますので、では手伝いもない、物もないといった中で産業祭りとして成立するのかといった話合いが実行委員会の中でも当然されたのだろうと。その結論として、こういった格好で出てきたということはやむを得ないのだろうというふうに感じています。

では、なくていいのかといたら、そんなわけでもないです。ただ、自治体、村が全て仕切った中でスタートするというのが本当の産業祭りなのかということが僕自身疑問に思っていることがあります。やはりやるのであれば、生産組織なり、住民、団体、それぞれが声を出し合って、知恵を出し合って、体も使って一緒にやっていくというのが第一の条件になるだろうというふうに思っていますので、そういった動きが村の中から出てくれば、先ほども言いましたに村としては当然十分なサポートはしていく考えでいますけれども、村がさあ、いくぞ、みんなお祭りやるぞといった感じでの動きは僕としては積極的にやっていくという考え方は今はございません。

○議長（岩井英明君） よろしいですか。

○1番（連 茂君） はい。

○議長（岩井英明君） なければ、連茂君の一般質問を終了いたします。

続きまして、能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 風力発電事業について質問いたします。

今月1日から30日まで村内で計画が進む関西電力の陸上風力発電事業、(仮称)小樽・赤井川ウインドファーム(総発電出力92.4メガワット、最大22基)について環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書の縦覧が行われています。村内では、このほかにも余市町との境界、また京極町との境界の2か所で同規模の事業計画が進行中と伺っております。風力発電施設については、景観の悪化、尾根筋の造成による土砂災害の懸念、河川への土砂流入、森林減少による水資源や海洋環境への影響、野生動物の生息地を奪うことによる生態系への影響、生物多様性の喪失、バードストライク、バットストライクの問題、騒音、低周波音の人、家畜、野生動物への影響、獣害の増加、電波障害、電磁波の影響等々多岐

にわたる懸念、問題点が既に指摘されています。大規模な山林の伐採や土地の改変を伴う事業に関してはなおのこと、CO₂削減を錦の御旗とせず、それによって住民である私たちがどれだけのものを失うのか、その大きさをきちんと見極めて対峙する姿勢が必要ではないでしょうか。

双日株式会社が近隣自治体（小樽、余市）で進める同規模事業では、事業に伴う伐採樹木は約40ヘクタールであると住民に対して説明されています。風力発電所の建設に関しては、設置の場所だけでなく、その機材を運ぶための広大な取付け道路、また造成から出た土砂の捨場など大変大規模な森林伐採が必要であるとお聞きしております。ですから、双日株式会社の説明についても過小な想定との指摘もありますし、単純には比較できませんが、村内それぞれの事業でも同程度、またはそれ以上の伐採規模になるのではと懸念されます。ちなみに、(仮称)小樽・赤井川ウインドファーム事業は、想定区域の全てが本来でしたら保全すべき水源涵養保安林に指定されているようです。

また、現状は村内だけでなく近隣町村においても複数の事業者による大規模な計画が同時進行しており、複合的、累積的な影響も懸念されます。小樽、北後志エリアで現在アセスメント段階の事業だけでも計画どおりに全てが実現すれば、大型の風車が100基以上建つ計算になります。村長は、今後環境影響評価法に基づき配慮書に始まるアセスメントの各段階で関係市町村長として意見を提出する立場になるであろうと思います。現下の乱立とも言える風力発電事業に対してどのような問題意識を持ち、またどのようなご意見を提出されるお考えか伺います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、能登議員からの風力発電事業に関する問題意識と環境影響評価法に基づく計画段階配慮書の意見提出の考え方についての一般質問についてお答えいたします。

1点目の現下の乱立とも言える風力発電事業に対しどのような問題意識を持っているのかという点に関しては、能登議員において詳細なご指摘がありましたので、私からは簡潔な表現となりますが、村内の住居からは一定の距離は保たれているとはいえ、手つかずの国有林野内へ風力発電設備が建設されることに対し、自然環境、動植物の生態系、景観、低周波の影響等懸念すべき事項であると考えていますが、その一方で風力発電事業と共存している地域が道内外にあるということも認識しております。国においても地球温暖化防止に向けてエネルギー転換と脱炭素化が示されている中、安定供給、経済効率性、環境適合、安全性が満たされる再生可能エネルギーの導入は基本的には推進すべきというふうを考えております。

2点目の環境影響評価法に基づく計画段階配慮書に対する北海道知事に対する意見提出についてですが、現時点で申し上げられることとして、風力発電施設の計画エリアへの設置が騒音、風車の影、低周波、振動、地形の改変などにより住民生活及び自然環境に重大

な影響を及ぼさないよう科学的知見に基づき適切に調査、予測、評価を実施すること、さらには議員ご発言のように近傍エリアでは（仮称）北海道小樽余市風力発電所事業計画があることから、複数の事業計画に対する累積的影響について十分な予測と評価を行うこと、景観については個々人の主観によるところが大きいと認識しておりますが、事業者側の評価のみならず客観的な評価がなされるよう、これらを意見として提出していこうと考えております。なお、これら意見の提出に当たっては、関係する小樽市、余市町及び北海道とも連携を図る必要があるとも考えております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありませんか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 4点質問いたします。

まず、風力発電事業と共存している地域が道内外にあるということをご認識というご回答ありました。なかなか私も不安になりながら調べ物しているものですから、共存している例というのは正直言ってあまり思い浮かばないのですが、何点か参考としてご紹介いただければと思います。

2点目は、安定供給、経済効率性、環境適合、安全性が満たされる再生可能エネルギーの導入は基本的には推進すべきというお答えありましたが、今回の縦覧中のこの計画がそれに当てはまるとお考えなのかどうか、その辺お答えください。

3点目は、配慮書に対する意見の内容についてですが、例えば猿払村が宗谷管内の風力発電事業所の計画段階配慮書に対して出した意見書というのがホームページなどから見る事ができました。その内容見てみますと、例えばサケ、マスへの影響、産業魚種のサケ、マス類の産卵域への影響や、またイトウへの影響、お魚のイトウです。ほかには、ホタテ漁への影響、基幹産業であるホタテ漁が土砂の流入や森林減少で影響を受けるのではないかと、また水道水への影響など具体的な質問、意見というのを出されているのです。馬場村長挙げられた内容についてももちろん一般的に心配されることですし、大切な部分だと思いますが、赤井川村で今回の計画についてどうなのか、もうちょっと具体的に赤井川村ではどのような影響が心配されるのか、そういう点からのご意見というのも盛り込まれたほうが住民としてはいいのではないかなと思います。その辺どのようにお考えかお聞かせください。

最後、4点目ですが、意見書の提出、この中に住民との合意形成について触れている部分が多かったので、例えば住民説明会はじめとした住民の合意形成をどう考えるのか、その辺どのように事業者に求めているのか、そこを村長はどのように考えているのか、反対の声が大きい場合、村長としてどのように対応されるのか、その辺についてももうちょっと具体的にお答えいただければと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 風力発電施設、道外で大きくいえば青森の岬の突端辺りのエリアでは本当に畑のど真ん中に、農家住宅がすぐそばにあるようなところにかかなりの数が建っていたりだとか、住居はそばにないですけれども、天塩のオロロンラインの辺りなんかもかなりの数の風力のものが建っていると。管内でいえば、寿都町なんかはかなり住居のそばにも建っているというような状況がありますので、僕も東北からこっち側しか、向こう側見に行ったことないですけれども、東北からこっち側だとそういった部分を確認させていただいているので、そういった意味で共存しているといった表現をさせていただきました。

2番目に、今回の今評価法に基づく配慮書を出している計画が当てはまるのかというようなご質問ですけれども、それについては知事からの意見書を求められたときにこういった質問していこうと思っておりますので、そこが明らかにならないうちは当てはまっているとは思っていませんし、どういった回答が来るのかというようなことではそういう質問をしていこうというふうには考えてございます。

具体的な質問はしていかないのかということで、この答弁をしたときの頭の中には、かなり山の中でやりますし、住民の皆さんが住んでいるようなエリアではないので、あまり具体的なことというのは頭に浮かばなかったのですけれども、能登議員がご指摘されるようにその部分にはそれまでの間に何か具体的な部分があれば具体的に記していきたいというふうには考えてございます。

あと、住民の合意形成ですけれども、あくまでも前々からお話しさせていただいているとおり民間事業でありますし、事業者のほうできちんと説明会をやって住民合意形成を取っていくというのが法的にも定められていますし、そういった部分で住民運動として反対をした地域もあるということも認識しておりますので、そういった部分では我々も引き続き事業者のほうにきちんと住民合意を取ってくださいよと、説明をきちんとしてくださいというようなことは続けて言っていきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再々質問。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 何点かご回答に対して質問したいと思います。

まず、共存事例ということで挙げていただきましたが、例えば天塩や寿都町というのは山を切り開いて建てているわけではないのではないかなと認識しております。もともと例えば耕作放棄地だとか、あとはほかに何も使いようのない土地に建てる場合と今回のように赤井川村での事例のように山林をわざわざ切り開いてなされる事業というのは全く別の考え方しなければならぬかと思うのですけれども、その点について村長どのようにお考えかというのをお聞きしたいのが1点。

また、意見書の中に具体的なことについて、住居のエリアと遠いのでというお話でしたが、私も住んでいて全部心配といえば心配なのですけれども、一番個人的に心配なのは今

回も補正予算の中に有害鳥獣駆除費増額でのっていましたがけれども、村に住んで十数年ですけれども、どんどん、どんどん山との境が近くなっているような気がするのです。農家ですけれども、畑での被害も毎年どんどん増えていっている、去年うちでも初めて電柵使って防止しようとしているのですけれども、取り組んでいるのですけれども、本来それを防いでいくためには野生動物の生息地というのはきちんと逆に保全していかなければならない状況なのではないかと思うのです。そんな状況の中でこれだけ、今回の赤井川での事業だけではなく、そこらじゅうで山を切り開いたときにその影響というのは本当に想像つかないです。そういうことも赤井川村に住んでいる者について言えば、一番心配が大きいといえ、個人的な意見かもしれないですけれども、やはり農家の方中心に心配されている方多いと思います。なので、ここでは鳥獣害について村長のお考えなりお聞きできればと思います。

あと、3点目、合意形成についてですが、合意形成を事業者に求めていく立場というお答えでしたが、一步踏み込んで反対の声が本当に大きい場合、村としての態度表明というのはやっぱりどこかの時点で必要になってくると思うのですが、本当に合意形成が得られない場合の自治体の対応というのを村長としてどのように考えるか、以上3点お聞きいたします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 山を切り開いて建てているところではないというようなことで、私の頭の中では自然の乱開発という部分は当然よくないと思っていますし、ただ住民にどのように影響があるのか、要するに家屋の近くだとか、居住エリアに近いところでどういった影響があるのかというような部分がやっぱり一番大切なのかなというふうに思いますので、そういった部分を僕としてはやはりきちんと見定めながら計画の内容をチェックしていききたいなというふうには考えております。

あと、こう言ってしまうと全て国にお任せみたいになってしまうのですけれども、多くのエリアが保安林に指定されている部分もありますので、山の中で国が管理するエリアの中で要するに土地所有者としての国側がどういう判断を示すのかというのもやっぱり一つの判断材料にもなってくるのかなというふうには思いますので、我々も民間のいろんなといても、例えばキロロのスキー場だとか、そのほか河川を使ってのというような部分でいろいろ許認可を取る場合かなり厳しくチェックをされます。いろんな環境アセスの部分でも指示されることも多いし、当然こういった事業については国側もかなり厳しい審査をしていくのではないかなというふうに思っていますので、そういった部分にちょっと期待というか、乱開発にならないような期待というものはしていきたいなというふうには思っています。

有害鳥獣の部分についてのご意見がありましたので、先ほど1回目の答弁でお話したように近隣、余市、小樽、関係する町村と意見のすり合わせ等はやっていこうと思っていますので、そういった中で意見交換をしていながら意見書は作っていききたいなというふ

うに思っています。

あと、住民の合意形成というか、どういった形になっていくか分かりませんが、ただ私の中で、では住民投票やるだとか、何らかの形で住民からの判断を仰ぐというようなことでの考え方は今のところは持っていません。ただ、この先どういうふうになっていくかの動向によっては、そういうことも考えざるを得ないのかなというのはありますけれども、今の段階でそういった住民の意思を確認する、村として意思を確認するためのそういった白黒判断をつけていくというような行動を取るという考えは今のところはございません。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君の一般質問を終了いたします。

続いて、湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） 本日は、全国的に一部ですけれども、お試し移住展開されていますけれども、その件について伺いをしたいと思います。

国の地方創生の後押しも受けて、また人口の増加や地域活性化など様々なメリットがあることから、全国の各自治体は様々な種類の移住、定住支援を展開するとともに、人々の興味、関心を引くテーマや地域のブランドイメージなど情報の質と量にこだわった情報発信がなされています。赤井川村においてもホームページやパンフレット「移住・定住支援事業のご案内」等々による情報発信がなされていますが、多くの自治体が様々な情報を発信する中、注目を集めることは容易ではなく、他地域との差別化を図ることはなかなか難しい状況ではないかと思えます。

そこで、移住希望者が情報から得た認知、興味、調べるを経て移住後の暮らしをイメージする情報としてお試し移住、ちょっと暮らしといった短期の移住体験をすることで赤井川村の魅力、関心を高め、知らない土地へいきなり移住することへの不安や抵抗の払拭につながるのではないのでしょうか。私も移住の一人です。二十数年前、移住の前に2度赤井川村を訪問しました。1度目は、就農の説明と村内を案内していただきました。2度目は、3泊4日の農業実習です。宿泊をし、村の方々と交流を図ったことで村の人の優しさと温かさを感じ、さらに役場職員の誠実な対応を受けたことが私に移住を決意させた大きな要因となったことは言うまでもありません。その土地で体験することがその土地を知る近道ではないかと思えます。そのための体験プランを提供することが今求められ、他地域との差別化につながるものと思えますが、お試し移住についての村長の考えをお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 答弁をいただきます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、湯澤議員からのお試し移住政策に関するご質問についてお答えをさせていただきます。

湯澤議員から実体験が述べられておりましたが、かねてより村では新規就農相談者を中

心に年3回の現地受入れ研修や新規就農技術習得センター（農業振興センター）を活用して数日から1か月間の期間において地域の暮らし、営農を肌で感じていただけるようお試し移住的な受入れを行ってきております。また、昨年度からは地域農業者、宿泊事業者が中心となり、農泊推進協議会を設立し、農林水産省の補助事業を活用し、先駆的取組地域の視察や宿泊と農村体験を組み合わせたモデルプランづくりも進めており、赤井川村を体感いただけるような取組がスタートしております。これら現行の取組を複合的に捉えると、居住という形にはならないまでもお試し移住に近い赤井川村をまずは認知いただける受皿になるのではないかと考えております。赤井川村を定住の地と決めた方々は、それぞれのライフプランによりますが、湯澤議員が体験されたように地域の方々との交流であったり、農村風景であったり、支援制度であったり、様々な理由から移住につながったのだと感じております。道内市町村で展開されているようなハード面の整備を行い、新たにお試し移住制度として取り組むのではなく、現行の制度、資源をふるさと納税とも連携を図り、情報発信を強化することで赤井川村独自の移住、定住施策を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありますか。

湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） 答弁いただきました。その中で道内市町村で展開されているようなハード面の整備を行い、新たにお試し移住制度として取り組むのではなくという、この考えには私も賛成であります。その訳は、半数以上が実際の移住、定住につながっていないだとか、それから維持管理コストが大きいということでもかなり悩んでおられるようです。なぜそうかという、その目的というか、狙いというのは移住、定住につながっているということなのです。移住、定住を目的としてやられているお試し移住だということなのです。本来はそうではなくて、今言われているのは定住人口ではなくて、あるいは交流人口でもなくて、関係人口の創出というふうに言われています。それは、村長も村政執行方針の中で挙げられています。それから、先日の協議会でもふるさと納税者との交流でもって関係人口を創出しようというふうな考えがあるわけですが、その関係人口の創出、あるいは村長は村政執行方針で拡大への取組ということをおっしゃっていますけれども、この関係人口についての考え方というのはいかがでしょうか、どのように取り組もうとしているのか、その点をお願いします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 常々交流人口なり関係人口、最近は関係人口という言い方をしておりますけれども、今議員ご指摘のとおりやはり今まで取り組んできて、村に来てもらう、観光の部分も含めてですけれども、村を体験、体感してもらうというようなさっき説明した農泊事業なり、当然観光で来る方もいらっしゃいますし、道の駅を中心とした車でのドライブ観光的に赤井川村を訪れてくれる方もいますので、そういった部分を多面的にいろ

んな部分で来てもらえるような形の中で人を増やして、関係人口、来てくれる人を増やしてここで買物をしてもらったり、行く行くはよかったねと定住をしてくれたりということ、さきの補正予算に計上した今回6件の移住の補助金の希望があるという中の1件の方も前々から赤井川に興味を持ち、通われて、特別ここで寝泊まりしたわけではないのですけれども、季節ごとに訪れたりだとかしてうちの農産物を食べてくれたりだとかしている中で退職後にここに家を建てて住みたいといった希望で来られる方がその中の1件だということで、せんだって役場のほうに訪問を受けて僕もちょっとお話をしてその経過を聞いてみたのですけれども、そういった方々もいますので、今言ったようなことをやっぱり継続的に続けていくし、情報発信もしていくということで関係人口を増やして様々な村の中の産業だとか経済につながっていけばいいなというようなことで取組を進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（岩井英明君） 再々質問。

湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） これまでの移住、定住政策というのは、どこもなのですけれども、補助金があったり、それからどのような支援策があるかということで、そこへ悪く言えば飛びついて、そんなにその土地に関心がなくて、それがあから行こうかというような、これは村ということではないです。全国的にそんなことがあって、それではまずいだろうということで関係人口というのが出てきたと思うのです。関係人口って、1つはファンを増やすことだということに言われています。この赤井川村の魅力をどう知ってもらって、それで赤井川村のファンになってもらうという、その関係性を築いて、それが何も移住、定住につながらなくてもいいのだというような考えで今全国的に行われているのです。だから、関係人口の創出というふうに言われていると思うのですけれども、そのことを考えるともう少しお試し移住ではないけれども、宿泊ということを多面的に考えていったほうがよりこの魅力、ただインターネットとか紙媒体とか使ってPRするよりも実際に住んでいただいて、それで魅力を図っていくというようなことが必要なと思うのです。そういう意味での宿泊、今言われたようなお試し移住でなくて宿泊というのを考えてみたほうがいいかと思うのですけれども、その辺村長どうですか、考えられますか。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） ここで暮らすということになると、やっぱり居住する場所も必要になってきますし、そういう箱が必要になってくると。先ほど説明したように、農泊なんかというのは宿泊施設を使ったり、受け入れてくれる農家さんがいれば農家民泊をするだとかというようなイメージで今取組を進めていますけれども、今議員が言われるような格好でいくと、20年から30年ぐらい前に農的暮らしがはやった時代に各市町村でそういった一時お試し住宅というのを菜園つきで造ってということで、先ほど議員言われて、それは議員もあまりハード的な部分はと言って、うまくいっていないというのが、僕もそういうところを見てきていて、何町村か当時は見学に行ってすごくいいねと言ったけれども、今

はもう使われていなかったり、売り払ってしまって居住住宅にしてしまって、その取組は一旦中止にしたりというところがあるので、そういう部分でそういった箱物をやっぱり整備していかないとなかなか取り組みづらいついという部分がありますので、そういったことを今すぐやるというのはちょっとやっぱり難しいかなというふうに考えてございます。ただ、言ったように関係人口をやっぱり増やす、ファンを増やす、今まで20年、30年取り組んできている部分をより太いパイプにしていくというような取組を今後も継続して取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

（「もう一回」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 発言ですか。

湯澤幸敏君、許します。

○5番（湯澤幸敏君） 少し飛躍したというか、大胆なというか、宿泊について提案をしたいと思うのですが、今お試してやられているのは大体空き家であるとか、それから公共施設とか、あるいは民間のホテルとかなんとかいう形でやられていますけれども、もう少し赤井川村を知っていただくための宿泊としてキャンピングカー、これお金が要ることですから、なかなか今すぐにはいかないのですが、そこで泊まって、移動もそのキャンピングカーを貸し出して、それで行うと。赤井川村に空き地がいっぱいあります。できればどこか畑の通路で泊まるとかいう形で、私はちょっと奥まったところにいますので、真っ暗闇の中で満天の星の下で夜を車で迎えると、またそこですがすがしい朝を迎えるという、そういう体験こそが田舎の魅力ではないかなというふうに思うのです。インターネット上で調べた限りなのですが、そういうキャンピングカーを使った自治体、御存じかもしれませんが、長崎県がやっているのです。これは、県が主体になっているのですが、県がレンタカー会社と提携をして、具体的に言えば1日8,000円で貸し出すと。各地方の自治体に行って、そこで移住の話等を聞くとポイントが得られて、一番安くて3,000円になるというような、そんなこともやられているのです。だから、キャンピングカーを使ってそういう宿泊をするというのは、なかなかやられていないと思うのですが、1つ、この村の自然豊かさ、それを魅力発信するためにはそういうこともいいのではないかなと。その中には、移住者のための体験プログラム等を作成して、それで体験してもらおうとか、あるいは観光でもいいと思うのです。どこか遠くまで行くのではなくて、ここを拠点として日帰り体験をするとか、ちょっと飛躍した提案なのですが、そんなこともできないかなと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 今その辺答えると言われてもなかなか難しいものがありますので、貴重な情報提供として受け止めさせていただきますので、ありがとうございます。

○議長（岩井英明君） 湯澤幸敏君の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問を終わります。

◎補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書の提出について

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書の提出について
森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提出について

北海道への「核のごみ」持ち込みに反対する意見書の提出について

○議長（岩井英明君） 次に、お手元に配付のとおり、一般社団法人北海道医会より補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書の提出について、2番目として海事振興連盟より国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書の提出について、3つ、北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会より森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について、4つ、北海道商工団体連合会、農民運動北海道連合会、新日本婦人の会北海道本部の3団体より適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提出について、5番目、赤井川村議会、能登議員より北海道への「核のごみ」持ち込みに反対する意見書の提出についての以上5件の陳情書が届いております。

これについては、総務開発常任委員会に付託し、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書の提出について外4件につきましては、総務開発常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（岩井英明君） これにて散会いたします。

（午後 2時05分散会）